

地域で子育て応援

飯島町ファミリーサポートセンター



相互援助活動の手引き

令和7年度

【基本理念】 子どもの笑顔をみんなで育む

ファミリーサポートセンターとは

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行える人」が会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員による組織活動です。

仕事と育児を両立できる環境の整備や地域住民の子育て支援を実施することで「安心して子育てができるまち 飯島」を目指して活動しています。

（通称：ファミサポ）

会員になるためには

飯島町ファミリーサポートセンターへの入会・登録が必要です。

★利用会員（育児の援助を受けたい方）

町内に住所を有する、生後4か月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの方。



★協力会員（育児の援助を行いたい方）

援助活動に熱意を持つ、心身共に健康な満20歳以上の方。
（町内外問いません）

※センターが指定する講習の受講が必要です。



★両方会員（利用と協力を兼ねる方）

子育ての援助を受けることと行うことの両方を希望される方。

会員登録をするには

・いっ子センター（飯島町子育て支援センター）までお越しください。

【登録料は無料です】

援助活動の内容

ファミリーサポートセンターで行われる援助は、次に掲げる事項で簡易かつ短期的で補助的なものになります。

■送り迎え

小学校や学童クラブ、保育園等へ子どもの送迎をします。

■お子さんのお預かり

保育園の時間外や放課後児童クラブ終了後、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、買い物等の外出の際に子どもを預かります。

■その他

センターが認める範囲で、育児に関して必要な援助を行いますので、お気軽にご相談ください。

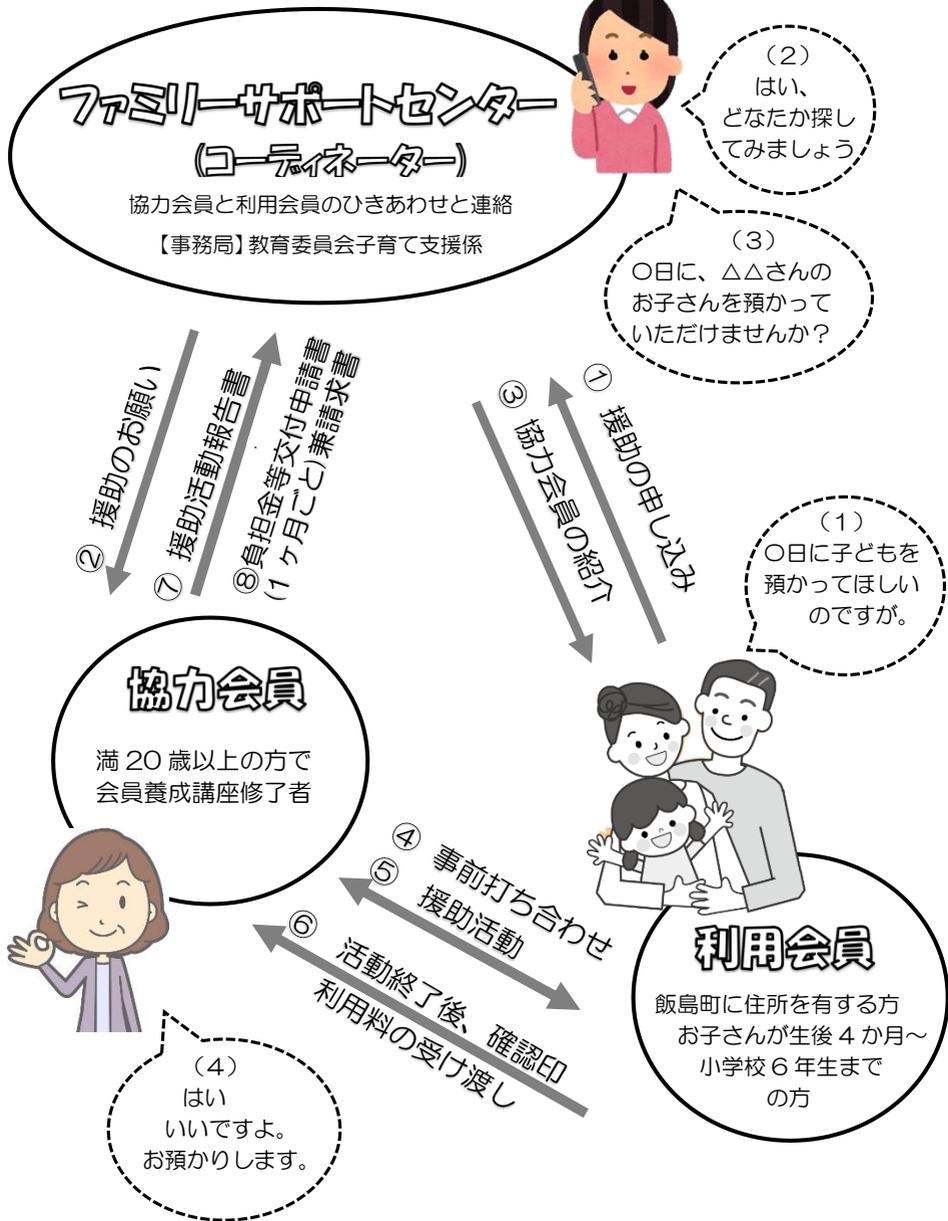
★利用したい方は3日前までに、いいっ子センターまでお申込みください。
※予定が決まっている場合は、早めにご連絡ください。

★いいっ子センター開所時間外に緊急利用が必要な場合は、事前紹介を行った協力会員に直接依頼することができます。利用会員は援助依頼の件をいいっ子センター開所後に連絡してください。

★預かりを行う場所は、利用会員または協力会員の自宅となりますが、援助活動を行うに適した安全を確保できる場所であれば変更可能です。

★病児・病後児のサポート、宿泊は行いません。また、利用会員宅での家事援助も行いません。熱が 37.5℃以上でサポートは打ち切りとなります。

ファミリーサポートセンターのしくみ



援助活動の流れ

- ① 利用会員は援助を依頼したい日時・内容をいいっ子センターへ申し込みます。 **利用依頼シート**を記入し事務局へ提出。



- ② いいっ子センター職員は協力会員に援助内容を伝え承諾が得られたら活動の依頼。
③ 利用会員に協力会員が決まったことを伝える。



- ④ コーディネーター・利用会員・協力会員で事前打ち合わせをします。
協力会員は**連絡カード**に緊急連絡先・当日の持ち物等を記入し、利用会員に渡す。



- ⑤ 援助当日 協力会員は**会員証**を携帯する
その他に必要なもの：利用依頼シート⑤
報告書兼領収書 筆記用具

—— 援助活動実施 —— （以下協力会員の項目）



- ⑥ 援助終了後 協力会員は**報告書兼領収書**を記入
・援助の様子を利用会員に伝え、利用料金をいただく。
・「報告書兼領収書」に利用会員さんの署名をいただく。
1枚目を利用会員に渡す。（2枚目は協力会員控え）



- ⑦ 協力会員は活動の後日、いいっ子センターに、
・**利用依頼シート⑤**を返却
・**報告書兼領収書 3枚目**を提出
⑧ 協力会員は、1か月分の活動をまとめ、センターへ翌月の8日までに
・**事業負担金等交付申請書兼請求書**を提出し、コピーを受け取る。

会員の心得

全会員

ファミリーサポートセンターの趣旨を理解の上、決まりを守りましょう。

【個人情報取り扱い】

- ・活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。

【事前打ち合わせ】

- ・援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係のもとに行うものです。事故やトラブルのないよう、事前打ち合わせはお互い十分に行ってください。
- ・事前打ち合わせは、決められた用紙に沿って行ってください。
- ・事前打ち合わせの際は、安全な送迎ルートをお互いに確認してください。

【援助活動】

- ・センターへの連絡なしに会員同士で援助活動を行わないでください。利用会員から活動依頼の連絡がない時は、事故などが起こった場合、保険の対象になりませんので、ご注意ください。

利用会員

- 1 安全チェックリストを活用し、援助活動を円滑に進めましょう。
- 2 依頼した援助内容以外の援助を要求しないでください。
- 3 約束した時間は必ず守りましょう。万が一、遅れる場合は必ず協力会員に連絡しましょう。
- 4 同じ協力会員に2回目以降、直接依頼をし、引き受けてもらった場合は、利用会員がセンターへ連絡してください。連絡がないものについては、事故などが起こった場合、保証の対象になりません。

協力会員

- 1 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。
- 2 依頼された援助内容以外のことは行わないでください。
- 3 活動中に事故が発生したときは、対応が済み次第、速やかにセンターへ連絡してください。
- 4 センターへの援助活動報告書の提出のないものについては、保険は適応されません。
- 5 活動中は必ず会員証を携帯してください。会員証の紛失や変更が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。

利用料金の基準

1) 援助活動の報酬

曜日	時間帯	利用料金
月曜日～金曜日	8:30～17:00まで	700円/時間
・上記以外の時間 ・土・日・祝日・年末年始		800円/時間

★上記以外の援助活動時間についてはご相談ください。

★1時間あたり400円を町が負担します。

ただし、同時に複数の対象児童の援助活動を行った場合の2人目以降の利用料金の負担は対象外となります。《一人の協力会員が兄弟姉妹の援助活動を行った場合は、2人目以降のお子さんは半額（町の負担なし）になります。》

★一回の援助活動が1時間に満たない場合でも、1時間とみなします。

1時間を超えた場合は30分毎計算します。

★活動時間は協力会員が援助活動を始めた時点を開始とし、援助活動を終了した時点で終了となります。

★協力会員が移動および援助活動に自家用車を使用した場合は、ガソリン代を町が負担します。（1kmあたり20円）

例）協力会員の自宅から活動場所まで 片道2.5kmの場合
 $20\text{円} \times 2.5\text{km} \times 2 = 100\text{円}$

2) キャンセル料

区分	報酬額
依頼予定日の前日	無料
依頼予定日当日	1時間分の報酬（町からの負担金なし）
無断取り消し	依頼予定時間分の報酬額の全額（町からの負担金なし）

※キャンセルの場合、利用会員は協力会員とセンターに速やかに連絡をしてください。センター閉所時にキャンセルや日程変更があった場合は、FAX または翌日以降にセンターに連絡してください。

3) 実費について

★援助に必要なもの（飲み物、昼食、おやつ、おむつ、ティッシュ、ハンカチ、タオル、ごみ入れ袋、汚れ物入れ袋等）は、利用会員が用意することが原則です。実費が発生した場合は、利用会員が支払います。

4) 報酬等の支払い

利用会員は、その日の援助活動終了後、直ちに援助活動の内容を確認し、報酬および実費を支払わなければなりません。報酬を滞納した場合は、その後の利用をお断りする場合があります。

ファミリーサポートセンター補償保険

≪補償保険の目的≫

会員相互の万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「協力会員傷害保険」「賠償責任保険」「自動車保険料等級ダウン補償保険」「感染症見舞金補償保険」の保険に加入することになります。

①協力会員傷害保険

保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と「利用会員」宅や保育園等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然なる外来の事故により、「協力会員」が傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	1,000万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により40万～1,000万	事故日より180日以内の後遺症発生
入院（1日）	5,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手術	手術の種類に応じて	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

②賠償責任保険

協力会員が保育サービス提供中、監督ミスや提供したサービスが原因で第三者（利用会員の子どもを含む他人。なお、協力会員と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは協力会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額（補償額）
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円

事故対応費用（1 事故につき）	500 万円
見舞金	死亡・入院・通院日数に応じて異なります

③自動車保険料等級ダウン補償保険

協力会員がサービス提供中に生じた事故により、ご自身の任意加入されている自動車保険への割増影響を補償するものです。

普通車 5 万円 軽自動車 3 万円

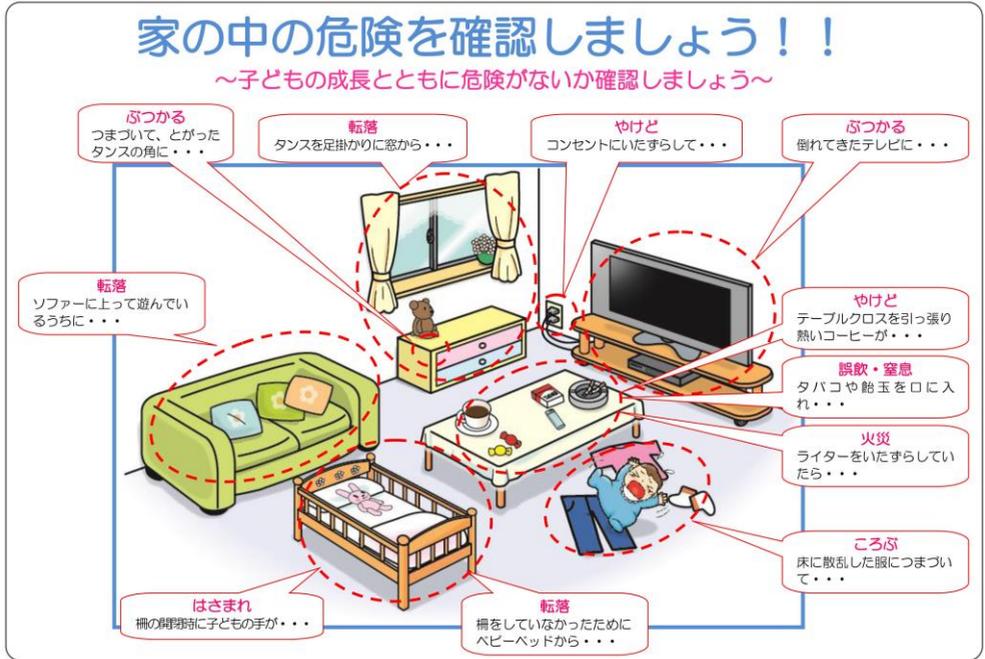
④感染症見舞金補償保険

協力会員がサービス提供中に特定の感染症に罹患した場合、見舞金を補償するものです。

活動にあたって

《安全への対応》

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員ひとりひとりが十分注意を払って、相互援助活動を安全に行ってください。



△子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えていないような行動をとることがあります。決して目を離さないようにしましょう。

△子ども目線でもう一度確認を！

子どもの目の届くところに危険なものやたばこ、ポットなどおいていませんか。また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか。子ども目線に立ってもう一度確認してみましょう。

△家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

事故が起こらないように常に安全に気を配り、階段、ドア、風呂場、台所、バルコニーなど、活動前は必ず安全チェック

子どもの発達と事故例

子どもは成長とともに好奇心が増し、行動が活発になります。しかし、危険性を予測できず、思わぬ事故をまねきます。

《0～8 か月頃：ねんね、寝返り、お座りの時期》

- うつぶせの状態ではかせていて息をつまらせた。
- ソファに寝かせていたら転落した。

《9～11 か月頃：はいはい、つかまり立ちの時期》

- 水が入った浴槽に転落した。
- つかまり立ちから転び、テーブルの角に頭をぶつけた。
- おもちゃ・たばこ・薬などを誤って飲みこんだ。

《1～2 歳頃：頻繁に歩き回り、走ったり、よじ登ったりする時期》

- ベランダで階下をのぞきこみ転落した。
- なべに手をかけてやけどした。

《3～5 歳頃：跳んだり、走ったりする時期》

- 三輪車に乗っていて転んだ。
- 道路に飛び出して車と接触した。

※月齢とその時期の特徴はあくまでも目安です。

子どもの事故・死亡原因の 上位は、不慮の事故

事故は大人が少しの気配りをする
ことで未然に防げます。「安全な環
境作り」を心がけ、援助活動中は目
を離さないようにしましょう。

注意すべき
5つのPoint

- ・窒息
- ・誤飲
- ・転落転倒
- ・おぼれ
- ・やけど

安全チェックリスト

安心・安全な援助活動を行うために、安全チェックリストを参考に会員同士でしっかりと確認しましょう。

協力会員用

■室内での保育		
1	階段や段差があるところは、子どもが転落しないための対策をしましょう。	
2	ドアがバタンと閉まらないような対策をしましょう。	
3	ベランダや窓のそばに、踏み台となるようなものを置かないようにしましょう。	
4	暖房器具などは、やけどをしないための対策をしましょう。	
5	預かりを行う部屋にペットが入らないようにしましょう。	
6	下記のものは子どもの手の届かないところへ置きましょう。 ●たばこ ●薬 ●洗剤 ●化粧品 ●硬貨 ●貴重品 ●ボタン電池 ●マッチやライターなど ●はさみや包丁などの刃物 ●ビニール袋やラップ ●熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなど	
7	テーブルクロスの使用は避けましょう。	
8	ブラインドの紐は子どもの手の届かない高さでくっっておきましょう。	
9	浴室には子どもがひとりでは入れないような対策をしましょう。	
10	浴槽や洗濯機、バケツに水を残しておかないようにしましょう。	
11	部屋の換気を適切に行いましょう。	
■乳幼児の世話		
1	子どもを抱いている時は、たばこを吸ったり、熱いものを飲んだりするのはやめましょう。	

2	乳幼児をソファやベッドの高いところにおいた時は、目を離さないようにしましょう。	
3	乳幼児を寝かせる時は、理由がない限り、顔が見えるようあおむけに寝かせましょう。(うつ伏せ寝は避けましょう)	
4	敷布団は固めのものを使用しましょう。	
5	赤ちゃんの腕や足を強く引っ張らないようにしましょう。	
6	赤ちゃんを強く揺さぶらないようにしましょう。	
7	おもちゃの安全に注意し、定期的に点検しましょう。	
8	子どもがおもちゃで危険な遊びをしていないか確認しましょう。	
9	幼児におやつや食事の提供する時は、おもち・ナッツ類、あめ、こんにやくゼリーなどは避けましょう。	
■送迎		
1	体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを使いましょう。	
2	子どもを車に乗せる時は、チャイルドロックをしましょう。	
3	車のドアやパワーウィンドウを閉める時は、窓から子どもが顔や手を出していないか確認しましょう。	
4	子どもを車の中にひとりにしないようにしましょう。	
5	子どもと道路を歩く時は、手をつなぎ、大人は車道側を歩きましょう。	
■私のチェック項目		
1		
2		
3		

利用会員用

■事前打ち合わせの時		
1	「利用依頼シート」を記入し、協力会員に渡しましょう。	
2	援助活動を行う場所や部屋を確認しましょう。	
3	子どものアレルギーの有無や気になる場所などは伝えましょう。	
4	万が一、災害が起こった場合のお子さんの受け渡しや避難場所などを確認しましょう。	
5	園・学校・学童保育・おけいこの送迎の場合、送迎先の先生に誰が送迎するかを伝えましょう。	
6	車での送迎を依頼する場合、チャイルドシートやジュニアシートの有無を確認しましたか？必要に応じて受け渡しをし、取り付け方なども伝えておきましょう。	
7	食事の提供を依頼する場合、食事の量の確認や食べなかった場合などの実費について確認しましょう。	
8	長時間(概ね 4 時間以上)の援助活動になる場合は、おやつ、テレビやゲームの時間など、してもよいこと・してほしくないことの確認をしましょう。	
■お子さんを預ける当日		
1	子どもの体調を確認しましょう。	
2	預かる際に必要な荷物等、忘れ物はありませんか？	
3	子どもの体調不良などの際の緊急連絡方法・連絡先の確認をしましょう。	

■その他		
1	普段から子どもに交通ルールやよその家でのマナーを教えておきましょう。	
■私のチェック項目		
1		
2		
3		

〈事前打ち合わせの際に確認しましょう〉

- 援助時間の変更(延長含む)の可能性があれば具体的に伝えましょう。
- 報酬の支払い日時を確認しましょう。
(特に、援助活動終了時に協力会員と会わない場合など)
- 依頼内容を変更した場合はいっ子センターへ連絡しましょう。

〈援助活動終了時に確認しましょう〉

- 報酬を支払い、援助活動報告書にサインをしましょう。
- 速やかに清算するために小銭を用意しておきましょう。
- 今後も援助を希望する場合はあらかじめ伝えておきましょう。
(具体的に依頼した場合はいっ子センターにも報告してください)

病気やケガへの対応

援助活動中に、預かっている子どもが急に熱を出したり、ケガをするなどの異常が認められた時は、協力会員は落ち着いてまず次の行動をとりましょう。

①利用会員に連絡する

子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。
落ち着いて、順序良く伝えましょう。

②利用会員の指示を受ける

急を要する場合でなければ、まず利用会員と相談し、対応しましょう。利用会員は、必要な指示を分かりやすく伝えてください。協力会員の独自の判断で、投薬や医療機関の受診をしないでください。

③急を要するケガや病気の場合は

119番へ通報（次ページ参照）

救急車が来るまでの手当の方法を聞き、それに従ってください。
医療機関へ連れて行く際は、必ず『利用依頼シート』を持参してください。

④いっ子センターに連絡する

保険の手続きが必要になる場合もありますので、病気やケガへの対応が済み次第、センターに報告してください。

※場合によっては、119番への通報が先になることもあります。
状況により冷静に判断しましょう。

いざ！という時のために

①子どもの体調不良などの場合の緊急連絡先

- 利用会員の緊急連絡先を確認しておきましょう。

②事故・事件などの場合の緊急連絡先

- 平日 8 時 30 分～17 時

・・・いっ子センター ☎0265 - 86 - 8131

- 平日上記の時間帯以外、土日祝日、12月29日～翌年1月3日

・・・飯島町役場 ☎0265 - 86 - 3111（代表）

※宿直が出ますので、「ファミリーサポートセンターの件で
教育委員会 子育て支援係に緊急連絡願います」とお話しください。

参考資料②

病気やケガが重篤な場合：119

まず、利用会員に連絡して、指示を仰ぎます。（P15参照）
急を要する病気やケガの場合には救急車を呼びましょう。

◎救急車の出動を要請

- 1 「救急です」
- 2 住所・氏名・電話番号・目標になる物（建物等）
- 3 子どもの状況（性別・年齢・いつ・どこで・どういうふうに・
どうなった）を伝えます。
指示に従い、救急車の到着を待ちます。

- ・救急車を停車させる場合に、救急隊員を案内してくれる人がいるとより迅速です。
- ・救急車が到着するまでに時間がかかります。いざという時のために、講習会等で正しい応急手当法を身につけておきましょう。

飯島町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は飯島町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務局)

第2条 センターは飯島町教育委員会に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において町民相互が協力して子どもを育む意識の醸成及び地域コミュニティの活性化を進め、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進することを目的とする。

(センター事業)

第4条 センターは次の事業を行う。

- (1) 育児の援助を行いたい者の（以下「協力会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）募集、登録に関する業務
 - (2) 協力会員及び利用会員（以下「会員」という。）相互の育児に関する援助活動の調整に関する業務
 - (3) 会員を対象とした講習に関する業務
 - (4) 会員の交流及び情報交換の推進に関する業務
 - (5) 事業の広報に関する業務
 - (6) その他、センターの目的達成に必要な業務
- 2 センターは事務所にコーディネーターを置き、前項に掲げる業務のほか、次の業務を行う。
- (1) 会員の統括
 - (2) 会員間のトラブルへの助言
 - (3) センターの経理事務等の業務運営
 - (4) 他のセンターや関係機関との連絡調整

(援助対象者)

第5条 事業の対象となる子どもは、生後4ヶ月から小学生までとする。

(会員)

第6条 会員は、次の各号の要件に該当し、センターの承認を得たものとする。

- (1) 飯島町に住所を有する者。ただし、協力会員にあっては、この限りでない。
 - (2) 協力会員にあっては、事業の趣旨を理解し、援助活動に熱意を持つ満20歳以上の者
- 2 会員は相互に援助活動を行う。
- 3 利用会員と協力会員は、これを兼ねることができる。
- 4 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしたりしてはならない。退会後も同様とする。

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとする者は、所定の登録申込書（様式第1号又は様式第2号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。
- 2 協力会員は、登録に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。ただし、他市区町村で同等の講習を受講している場合はこの限りではない。
 - 3 センターは、前項の承認を受けた協力会員に対し、会員証（様式第3号）を発行する。
 - 4 協力会員の有効期間は3年間とする。ただし、有効期間中に1回以上、センターが定める講習を受講した場合は、さらに3年間延長することができる。

(退会)

- 第8条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。
- 2 協力会員は、退会に際して、第7条により発行された会員証を返還するものとする。
 - 3 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めたときは退会させることができるものとする。
 - 4 センターは1年に1度、全会員に対し継続について意思確認を行うものとし、その確認に対し意思表示を行わなかった会員は、自動的に退会となる。

(援助活動の内容)

- 第9条 協力会員が援助活動として行う援助は、次に掲げる事項とする。
- (1) 保育所、幼稚園、小学校又は学童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。
 - (2) 保育施設等の保育等終了後に子どもを預かること。
 - (3) 保育施設等への子どもの送迎を行うこと。
 - (4) 通院、冠婚葬祭等の保護者の都合により、一時的に子どもを預かること。
 - (5) 保育施設等の休日その他の理由がある場合において、臨時に子どもを預かること。
 - (6) その他利用会員の育児に関してセンターが必要と認めた援助
- 2 前項(3号を除く)の援助活動は、会員相互間で相談していずれかの自宅において行うものとする。ただし、センターが援助に適した場所であると認めた場合は、この限りではない。
- 3 宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助活動の実施方法)

- 第10条 利用会員は、援助を必要とする場合には、コーディネーターに対して援助の依頼の申し込みをするものとする。
- 2 援助活動を行う時間は、別に定められた飯島町ファミリーサポートセンター利用料金規程（以下「利用料金規程」という。）に従って行うものとする。
 - 3 援助時間は最低1時間とし、1時間を超える場合は30分単位とする。
 - 4 利用会員からの援助の申し込みを受けたコーディネーターは、援助の内容、日程等を詳細に確認の上、申し込みの内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。
 - 5 利用会員は、前項による援助内容以外の援助を求めてはならない。
 - 6 協力会員は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない。
 - 7 協力会員は、活動記録を1月に1回、コーディネーターに報告するものとする。

(利用料金等)

- 第11条 利用会員は、協力会員に対し援助終了後、別に定められた飯島町ファミリーサポートセンター利用料金規程に従って利用料金等を支払うものとする。

(保険)

- 第12条 センターは、援助活動の事故による損害に備えるための保険（以下「補償保険」という。）に加入するものとする。ただし、補償保険が適応されない事故による損害については、当該援助活動の当事者間において解決しなければならない。

附 則

本会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和5年4月1日から施行する。

飯島町ファミリーサポートセンター

【事務局】

〒399-3702

長野県上伊那郡飯島町 2529 番地

飯島町役場 教育委員会

電 話：0265 - 86 - 3111（内線 637）

【申し込み・お問合わせ】

飯島町子育て支援センター（いっ子センター）内

受付時間：平日 午前 8:30～午後 5:00

電 話：0265 - 86 - 8131